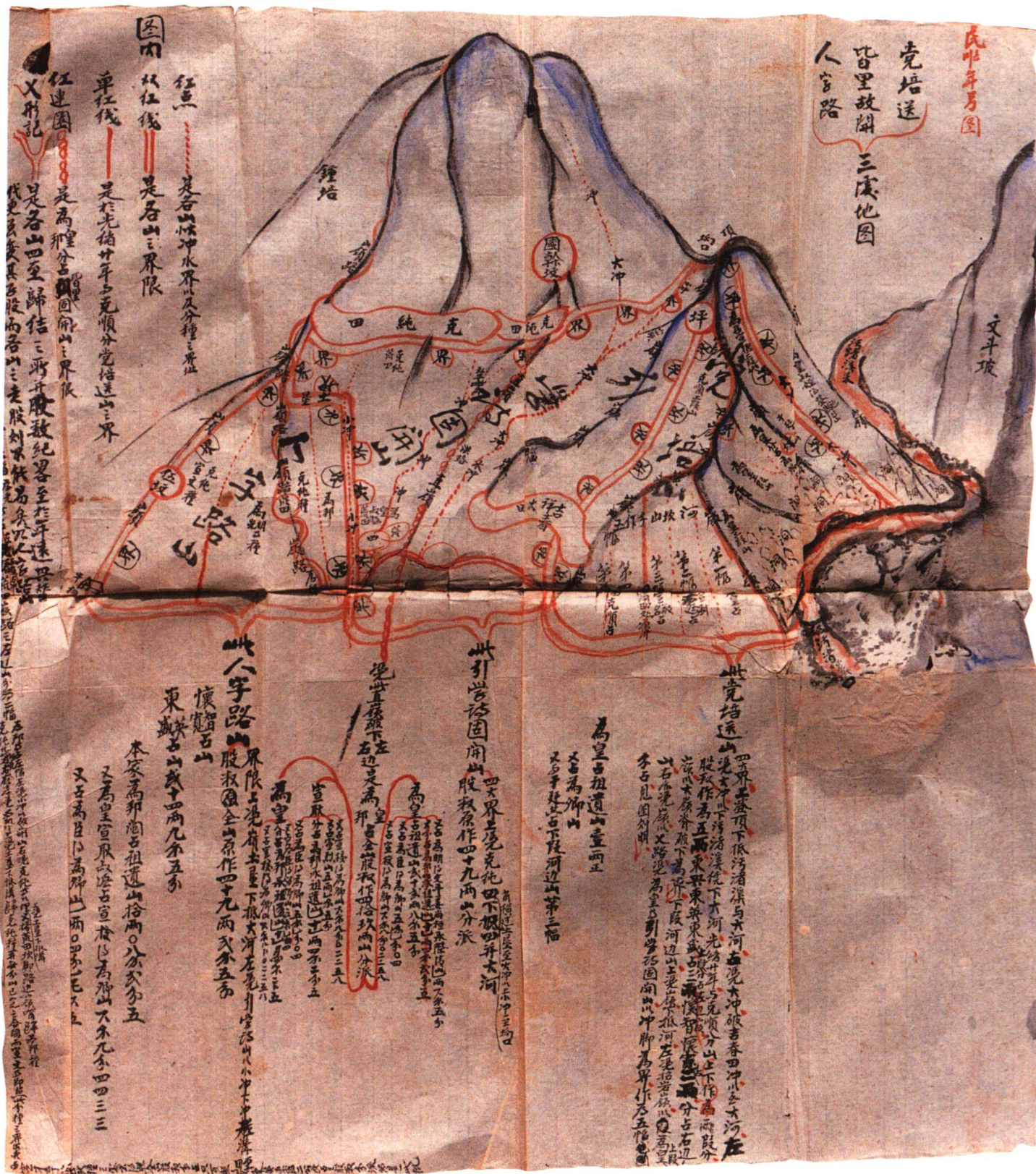
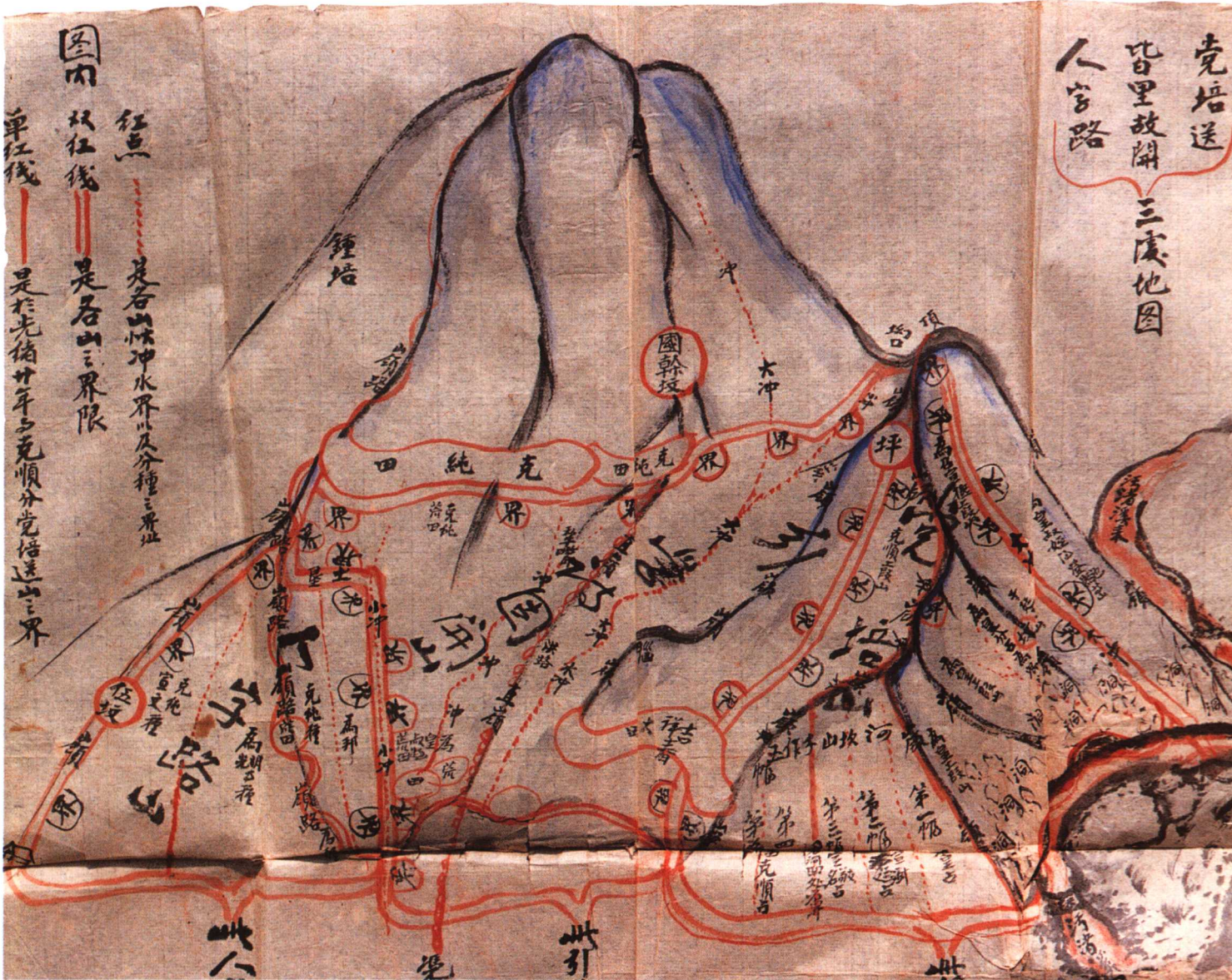




黨培送
皆里故開
人字路
三處地圖



2. 《黨培送、皆里故開、人字路三處地圖》上半部。圖右描寫污堵溪。
此溪流於文斗和平鰲兩寨之間而後匯合清水江。

序

國立亞非語言文化研究所的《西南中國非漢族歷史的綜合研究》的研究課題發軔於一九九五年春，由此開始有組織地研究中國西南地區少數民族。該課題基本目標是通過開發跨學科的研究方法與收集整理史料，促進、鼓勵日本學者研究中國西南地區少數民族歷史。

自秦漢以來，漢族不斷南遷進入西南地區，中國歷代王朝也常常隨着其勢力的擴展，對於各土著民族的政權和社會施加影響。明清時期，遷徙至西南地區的漢族移民遽然增加，王朝政府使用改土歸流等手段廢除土著民族政權，將日益增加的土司領民編入府州縣等行政區劃，由王朝的地方政府直接管轄，而不再受土司的統治。改土歸流爲使國家權威滲透到土著民族聚落，促進土著民族和漢族之間的整合奠定了基礎。在這種新的政治環境之下，土著民族與漢族接觸的機會增加，隨着時間的流逝，他們原先的生活方式發生了不小的變化。比如，有的土著民不得不從狩獵采食、刀耕火種，改成漢族式的定耕農作；也有一部分土著民因爲承受不了貨幣經濟的衝擊而喪失了土地。爲了具體瞭解土著民族在漢族移民的農業和貨幣經濟的雙重壓力下，如何適應這種新的社會環境，在本研究的第一年以貴州錦屏縣苗族爲個例展開了研究。

該研究計劃是在如下的背景中制定的。經本課題的共同研究員武內房司先生（學習院大學副教授）介紹，得知貴州省民族研究所的楊有廣先生收集了一大批山林契約文書，從中可以窺見苗族自十八世紀至二十世紀積極展開商業性林業與漢族商人抗衡的歷史過程。近年，學者們經常強調漢族移民開發西南地區所扮演的角色，極少有人站在土著民族（少數民族）的立場來說明他們的社會的歷史變化。不僅像瑤族、苗族等原來就沒有文

字的民族，未能留下這方面的歷史記錄；即使是彝族、傣族等既有自己的文字又有歷史文獻的民族，也未曾有歷史學家對之進行全面深入的研究。雖然這批契約文書均為漢文史料，却是在苗族內部簽定的，足以分析他們怎樣主動參與以漢族為中心的貨幣經濟活動。因此我決定自一九九五年三月二十一日至七月二十一日，以客座教授的身分聘請楊先生東渡扶桑。在國立亞非語言文化研究所，我們對於先生帶來的八五〇餘份契約以及《皇木案稿》、《夫役案》、《山場底簿》等豐富的關聯史料進行了共同研究。

在中國傳統社會裏，土地一直是最重要的資產。無論是在山上刀耕火種，或是在盆地進行水田稻作，各民族的生產均離不開土地資源。私人土地的買賣、租佃、典當、招佃、鬮分以及銀錢借貸等項目的契約真實地反映了人與人之間的社會經濟關係，因此早就被歷史學家所重視。從一九八〇年代開始，經由學界和各地文史工作者的努力，出版各地的契約文書蔚然成風，《徽州文書》以其數量和規模聞名遐邇。周紹泉、王鈺欣主編《徽州千年契約文書》（花山出版社，一九九三年）、安徽省博物館編《明清徽州社會經濟資料叢編》（中國社會科學出版社，一九八八，一九九〇年）等史料集陸續問世，促進了明清農村社會研究。但是從族別上看，這些史料和研究皆側重於漢族，利用契約文書研究西南地區土著民族社會的成果非常罕見。

近幾年來，臺灣學界亦普遍認識到地契文書對研究漢族和土著民族關係的重要性，興起編輯出版之風。臺灣學者已經將大量平埔族的古文書整理和刊印出來，為研究清代漢族移民在土地開墾過程中與土著民族所產生的各種問題，提供了一大批寶貴的資料，對於推進這方面的研究作出了特有的貢獻。比如張炎憲、王世慶、李季華主編《臺灣平埔族文獻資料選集——竹塹社》（上、下冊，中央研究院臺灣史田野研究室，一九九三年），岸裡大社文書出版編輯委員會編《國立臺灣大學藏岸裡大社文書》（五冊，一九九八年）以及國立臺灣大學人類學系珍藏各地平埔族古文書共五冊等等相繼出版問世。甚至出現了如陳秋坤《清代臺灣土地權——官僚、漢佃與岸裡社人的土地變遷一七〇〇—一八九五》（臺北，中央研究院近代史研究所，一九九四年）這種積極利

用地契文書來解讀當時墾殖社會結構的研究成果。

如上所述，在中國西南地區少數民族歷史研究中，契約文書尚未得到重視，其利用遠不如臺灣充分，非常遺憾。編輯刊行本書的主要目的之一是彌補史料的空白，同時亦盼望它能引起學者的關注。本書所收集的契約具體地顯現了自十八世紀前期以來，苗族在貴州東南部清水江流域栽培杉樹營林，通過販賣木材積極參與貨幣經濟的歷史資料。但是重視的原因不僅是由於這些契約係由苗族人所簽訂，從研究林業史的角度來看其亦極富史料價值。貴州錦屏縣山林契約即為探討解讀人工營林的具體情況提供了重要依據。山林經營與田產經營不同，山林經營首先受樹木長達數十年的生長周期的制約，而水田園地的生產周期一般只有短短的一年，收益周期差異極大，此差異自然而然地影響兩者的經營方式。由於山林契約的功能之一即為規範山主和栽手（負擔森林育成工作的人員）的權利關係，因此自其中可以得知錦屏縣苗族所經營的商業性林業的結構，同時亦能提供與《徽州文書》中的山林契約比較的資料。

本書在編排上分成兩大部分。第一部分是史料編，將原件的照片及其全文的排版並列印刷，以便讀者對照。由本課題的共同研究員寺田浩明先生（東北大學法學部教授）撰寫的〈解說〉冠史料編之首，以方便讀者理解這批契約的內容。本書所收集的契約係貴州錦屏縣山村苗族先人遺留下來的以山林為主要對象的土地契約、分產圖書等古文書。其中最早的一件訂立於乾隆元年（一七三六年），最晚的一件在民國三十九年（一九五〇年）。除了部分貴州省民族研究所的收藏品以外，絕大多數契約是楊先生為了出版此書而從苗族民眾處借出帶到日本來的，由此可見他們對於楊先生的信賴。一九九五年秋，我同先生翻山越嶺前往錦屏縣山寨交還契約時，親眼看到楊先生與當地人民所建立的真摯感情，並為之感動。我們在縣城時，老縣長姜繼源先生一聽楊先生要下鄉，當即表示親自陪同。苗族均居住在高山峻嶺，非徒步無法到達。首先讓我擔心的是，對於這位六十五歲的老人來說，這樣的旅途是否太辛苦了。想不到一上山路，他遠比壯年人輕捷矯健，添累贅的反而

是我。一路上不管老幼，無人不認識老縣長，幸而他經常停下來與民衆談天吹牛，給我充裕的時間趕上他。我們到處受到苗族民衆的熱烈歡迎，在文斗寨和平鰲寨，楊先生交還了所借契約之後，仍有不少人示之以其契約文書，主動表示如果研究上需要，他們願意出借。可見楊先生的田野考察基於長期以來與民衆所建立的信任關係，他的工作為後學提供了一個範例。

第二部分是研究編，收入了有關貴州省錦屏縣苗族林業契約及關聯史料的研究論文。楊先生來日期間，在本所作了《清代苗族山林契約文書的學術價值》和《淺談苗杉商品化的發展過程》等兩次學術報告，向本課題的共同研究員介紹了契約文書的概況和錦屏縣林業史。楊先生回國以後，我們開過幾次討論會研討這批契約文書，口頭發表後撰寫的論文就收入於此。

除了本所的中見立夫教授、新谷忠彥教授、三尾裕子副教授以及吉澤誠一郎助教（現任東京大學副教授）以外，參與本課題的共同研究員和研究生有如下各位：井上徹（大阪市立大學教授）、上田信（立教大學教授）、上西泰之（京都大學研修員）、菊池秀明（中部大學副教授）、岸本美緒（東京大學教授）、末成道男（東洋大學教授）、武內房司（學習院大學副教授）、多田狷介（東京女子大學教授）、谷口房男（東洋大學教授）、張士陽（東京大學助教）、塚田誠之（國立民族學博物館教授）、寺田浩明（東北大學教授）、林謙一郎（名古屋大學副教授）、吉野晃（東京學藝大學副教授）、渡部武（東海大學教授）、渡邊佳成（岡山大學副教授）、相原佳之（東京大學博士課程研究生）、清水享（日本大學博士課程研究生）以及小林岳二（學習院大學博士課程研究生）。

在本書的編輯過程中，承蒙所內外人士的大力協助，除了感謝在各階段參與、支持本課題的所有同仁和共同研究員以外，特別在此向負責電腦輸入工作的本所的今井健二先生和鈴木洋子、賴泰子兩位小姐，以及在校對工作中提供了不少寶貴意見的關劍平博士（國立民族學博物館外來研究員）、鄧應文女士（東京外國語大學博士課程研究生）謹致謝意。聘請楊有賡先生，有幸獲得日本國際交流基金會的資助。最後向同仁中見立夫教授

深致謝意。落實出版經費之難，難于上青天。在筆者爲此困擾，以致懷疑本課題的研究價值之際，因得到中見立夫教授的支持和鼓勵，而堅定了按原計劃實施本研究的信心。

二〇〇一年二月

於都心北區國立亞非語言文化研究所

唐立

序文

這本《貴州苗族林業契約匯編（一七三六—一九五〇年）》是我和東京外國語大學國立亞非語言文化研究所唐立博士和學習院大學文學部武內房司副教授的合作成果，謹呈獻給學術界的朋友們。希望有較多的學者對它感興趣，投入研究，琢璞成玉，取得新的研究成果。

此本契約匯編具有兩個特點。

第一個特點是它具有重要的學術價值。

中國是一個歷史悠久、封建社會特長的文明古國。長達千餘年的土地自由買賣，衍生出浩如淵海的土地契約文書。然而斗轉星移，土地產權迭次更變，契約新陳代謝，老契約失去時效煙滅於歷史長河中。人民中國成立後，在一場推翻封建地主土地所有制的社會大變革中，大量象徵土地私有制的契約，自然成為革命對象而付之一炬。

一旦歷史學家們發現土地契約文書是研究封建社會的重要歷史文獻着手搜集整理時，幸存的契約文書已經為數不多了。目前從徽州發掘出來的土地契約文書，數量較大，正在陸續出版。那兒是一座中國土地契約文書寶庫，可以說《徽契》是中國契約文化的代表，已引起學術界的廣泛矚目。

以《苗契》與《徽契》相比，從數量上看，無異乎小巫見大巫；但決定《苗契》歷史價值的，不是簡單的取向於數量，最重要的是《苗契》填補了諸多方面的歷史空白，充分顯示了它罕有的珍貴價值。

一、從地區上看，中國現存的契約文書，多在歷史上文化經濟較發展的地區，至於廣袤的邊遠山區，則罕見遺存契約。而產生於貴州邊遠的錦屏縣文斗寨和平黎寨的苗契，正好填補了這一地區性的空白。

二、從族別上看，中國現存的契約文書，多為較先進的漢民族所簽訂。但中國在歷史上早就是一個統一的多民族國家，大多數少數民族，在封建王朝所推行的民族歧視和民族壓迫的政策下，造成許多少數民族僻居邊遠山區，文化落後，經濟發展滯緩，幾乎閉塞到與世隔絕的程度，故少數民族的契約文書，尤罕於鳳毛麟角。而貴州錦屏縣的文斗和平鰲兩個苗寨在歷史上所簽訂的這批苗契，正好填補了這一民族性的空白。

三、從生產類別上看，中國現存的契約文書，多為農業土地契約文書。中國歷代封建王朝都以農立國，重農輕商，土地成為人們夢寐以求的首要財富。在土地自由買賣，地權高頻率轉換的過程中，構成了循環往復的耕地買賣、典當及租佃關係，從而簽訂了反映和維護這些關係的契約文書。然而，與農耕密切相聯的山林，卻遠非如此。生長於崇山峻嶺的林木，受交通梗阻，較難變成商品流通。人們急需的用材，世代以開採廣袤的自然林為主，不須去人工營造。所以民間的林木買賣，較少重視簽訂契約，即或有之，因林木伐賣後，價值業已實現，僅餘濯濯童山，幾無價值可言，山主也就將失去時效的林契棄之如草芥。再因林木生長周期長達數十年，人們很難以栽培林木營生，所以林業上（不含數量不大的經濟林）很難出現規模性的人工造林，更難建立林業上的租佃關係。這樣的歷史條件，就構成了在中國的契約文化中的林業契約空白。而貴州清代之苗契，獨以林業契約為主，特別是其中的租佃契約以及連帶反映租佃關係的買賣契約，正好填補了研究中國經濟史極缺山林買賣契約和特缺山林租佃契約的空白。

總之，如果缺少了各少數民族的歷史，就不是一部完整的中華民族史；如果缺少了作為社會發展基礎的經濟史，就不是一部完整的中國史；如果缺少了和社會經濟生產不可分割的林業史，就不是一部完整的中國經濟史。當前，編修的各種中國通史或、中國民族史抑或中國經濟史，雖然已重視了民族、經濟及林業諸方面，但因資料不足，有的仍嫌薄弱，有的卻還是一片空白。而這本經中、日學者共同收集整理的《貴州苗族林業契約文書匯編（一七三六—一九五〇年）》，正好從民族的、經濟的、林業的多角度，全方位提供了一批寶貴的補充和補白之資料。這大概就是此書的重要價值之所在吧。

第二個特點是這本契約匯編是凝結着中日學者深厚情誼的合作成果。

一九六〇年代，我正處在青年時期，有機會到錦屏縣苗族、侗族地區作經濟考察。我和同行的周紹武先生意外地更是冒風險地收集了二百多份當時被視爲《封建糟粕》的清代苗族林契。進入八〇年代，中國突現了改革開放的新局勢，科學春天隨之降臨神州，我陸續以研究苗族契約的學術論文問世。日本學習院大學的武內房司副教授偶讀拙文，對契約發生了濃厚興趣，連續三年赴錦屏考察。我陪同武內先生除了考察我過去收集契約的文斗苗寨之外，還遠赴我未曾去過的更爲邊僻的平鰲苗寨。武內先生對中國歷史的通曉，對漢語的熟練，對苗胞的熱情，對學術的執着，深深地打動了我純樸好客的苗胞，姜于修先生盡其珍藏了幾代人的五、六百·契約，奉獻給武內先生和我整理研究。現在出版的《貴州苗族林業契約文書匯編（一七三六—一九五〇年）》，包含着上述兩次收集到的全部契約。

一九九五年春、夏，我應日本國立亞非語言文化研究所邀請，并榮獲日本國際交流基金會的資助，前往該所與唐立博士、武內房司副教授合作，對苗族契約進行了四個月的全面整理工作。我們的合作是誠摯的、愉快的和成功的。當工作進入定稿的緊張階段，唐立博士的岳父母雙雙患病住院，他毅然拜托自其夫人獨力侍奉病重的親人，全身心投入定稿和妥善安排好我歸國的種種事務。直到送我到成田機場，眺望着航機載我遠逸之後，才匆匆趕往醫院，探視久病未見的親人。唐立博士的敬業精神以及待我的勝似兄弟的友情，迄今仍在激勵着我，溫馨着我。正是這種誠摯的友情，保證了我們初次合作的成功，也爲今後更深更廣的合作拓展了寬闊的道路。

通過整理和初步研究，唐立博士對苗契非常珍愛，對孕育了這一契約文化的充滿神密色彩的苗鄉非常嚮往。是年深秋，他終於踏上了這片神密的土地。他在這裏逗留了短短的三天，卻留下了永生難忘的印象。當平鰲苗家得知經唐立博士的辛勤組織和努力工作，苗族契約文書即將在日本出版時，當平鰲苗家以酒迎賓領略着唐立博士的豪放坦誠的性格時，當平鰲苗家聆聽着唐立博士以流暢的中國話表達着他對苗家的尊敬和熱愛時，人們不竟歡欣欲狂，激情洶湧，紛紛獻出幾代珍藏的一千多份林業契約，提供給我們進一步合作研究。面對着苗家的盛情壯舉，唐立博士

不竟驚喜贊嘆：「真是意外的收穫！真是最大的收穫！」

上面說的平鑿苗人兩次向我的日本朋友〈獻寶〉，只是一個典型事例。事實上，在多民族雜居的貴州，悠長的歷史孕育着各個民族的璀璨多彩的文化，各族人民亦如平鑿苗人慷慨豪放，坦誠好客。不論是中國學者，還是外國學者，凡有志於研究和弘揚其民族文化的，他們都表示熱烈歡迎和竭誠奉獻。因此，我們進一步合作的前景是無限廣闊的，也是令人心馳神往的。

最後，我還要衷心感謝日本國際交流基金會給予我的鼎力相助，衷心感謝東京外國語大學國立亞非語言文化研究所給我提供舒適的居住條件和良好的工作條件，衷心感謝前任所長上岡弘二先生的盛情邀請和現任所長池端雪浦女士的支持與指導，衷心感謝中見立夫先生和新谷忠彥先生的厚愛與關照。在兩次學術研討會上，來自東京、大阪等地的學者對苗族林業契約的整理和研究，發表了許多深刻的見解和寶貴的意見。在《貴州苗族林業契約文書匯編》（一七三六—一九五〇年）出版的時候，承蒙東北大學的寺田浩明教授、東京大學的岸本美緒教授及其高足相原佳之先生、以及立教大學的上田信教授等，特為本書撰寫專文，使我東京之行的拋磚引玉的願望得以實現，更使本書增添光彩。在此一并表示感謝。

一九七七年 春

楊 有 廣

解説

寺田 浩明

本稿は、楊有廣教授が將來された『貴州苗族林業契約文書匯編（一七三六—一九五〇年）』（以下、本文書と略称する）八五三件、特にその中の林業関係の契約文書について、主に形式的な側面から整理検討を加えることを目的とする。

本文書は、十九世紀前半を量的重心としつつも、乾隆元年（一七三六年）から民國三十九年（一九五〇年）までという二百余年の長い時間的広がりを持ち、實際その間に幾つかの傾向的变化もほの見える。また本文書中には、苗族内の親族構造や在地苗族と外來漢族との交渉関係等の、必ずしも契約の直接的対象とはされないがその基礎にあつて契約内容を規定する幾多の社会的諸要素がいま見える。しかしそうした歴史的展開や社会的背景の問題は、能力及ばず本稿では深く立ち入ることが出来なかった。《研究編》の諸論文の参照を強く求める。

本文書を読解しまた本稿を成すに当たっては、楊有廣教授が東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所でなさった二つの研究報告から多くの示唆を得た。最初に記して深く感謝したい。

一 文書の分類

1 林業契約文書の諸類型

（一）山主の地位の処分をめぐる文書

本文書から窺える当地の林業は、一つの山塊あるいはその中の一区画を單位として杉の植林を行い、二十年前後の時間を経た後にそれら樹木を一括して伐採し、下流から上がってきた漢人商人（客商）に賣却するというサイクルを繰り返すことによつて成り立っている。そうした山場経営を行う地位は苗族の私人によつて占められ、その地位は代価を以つて譲渡されていた。本文書の約半

数は、そうした地位の処分の際に立てられた契や合同からなる。

(ア)譲渡をめぐる文書

ほぼ全数が絶賣であり「断賣山場杉木約」といった名称を持つ(なお時に「補」なる用語が現れるが、その實質は「絶賣」と違わない。近親相手に処分をしたり紛争解決の一手段として権利移転を行う場合など「賣」字を憚る時に便宜的に用いられた用語と思われる)。一定区画内で各種の収益行為(管業)を行いうる地位を人に譲るという点で、法的本質はその他一般の田土賣買と変わるところはなく、そして實際それら賣契は、その形式において普通の田契と殆ど同じ文面・体裁で作られている。ただ次の二つの事情が本山林賣契に興味深い特徴を與える。

第一に、通例、当年の農事終了後・次の農事着手前、即ち土地上に何らの作物が無い状態で純粹に今後の經營權をめぐって賣買が行われる(そして通例、年に一度はそのチャンスが訪れる)田畑とは異なり、大部分の山場賣買は、その收穫までのサイクルの長さ故に生育途上の樹木を抱えた状態で行われる。

通常は生育途上の杉木の載った山場という形で一括して賣買されるが、まさにその「山場及び杉木」の絶賣という表現が示すとおり、賣買されるものは山場それ自体に対する所有權(現状のみならず、今回山場にある杉木が伐採賣却された後も、次の植林から始まる新たな經營サイクルを開始しうる地位)と、現在山場にある樹木を伐採賣却した時の代価收受權という二つの要素からなるとも意識されていた。そして實際、例は少ないが、山場所有權を留保したまま、山場の杉木、正確に言えば、生育伐採後にその杉木の賣却代価を得る地位のみを賣却する例も存在する(そしてそれらの多くは正確にも「断賣杉木字」という名称を持つ。ただ付言すれば、B—〇〇六四の如く「断賣杉木約」と言いつつも伐採後の經營權まで買手と與える山場譲渡契約もあるので、標題のみを頼りにすることはできない)。

第二に、ここでは多くの山場は複数の(大部分の場合は同姓の)諸主体の協同經營にかかる。そして多くの場合、既にその經營に対する諸權利は「股分」の形で成員間に確定的に配分されている。本文書の山場賣契も、その大半は各成員が自己の持つ股分を賣却する時に立てられた契であるである。当然ながら二股に分けた内の一股といった單純例も一方にはあるが、他方には五四股に分けた中の一股(A—〇〇九二あるいは二五二股に分けた中の一股(A—〇一〇三)といった非常に細分化された股の賣却例も存在する。またそうした股分の細分化は、四大股に分けた一股を更に一九小股に分けたものの更に半分を賣却する(A—〇〇五二)といった例が示す通り、多段的に行われまた表示もされる。

こうした股は、「日後修理出人工、照紙上股數出人。長大砍伐、照股數均分」(A—〇〇五九)といった表現が示すとおり、伐採樹木の賣却代価配分の基礎であると同時に、山林管理労働の供出量の基礎ともされていた。ただ股同士の間に、そうした一定の經營

的連関が予想されるにもかかわらず、股分譲渡についての制限や、股分賣買をめぐる他の股分所有者の承認が必要であるといった議論は文書中には表だつては現れない。しかし以下に見る股分確認の文書が時にその理由として「歴年以來屢次出賣杉條分價、只奈其中股分頗相混雜不明」(E—〇〇〇一)、「因年(久)買契股數多有混雜不清、以致爭多論少」(E—〇〇四九)と言ふことから知られるとおり、多數の股分がそれぞれ勝手に賣買されるこうした状態が時に混乱を生み出したことは確かに見える。

(イ) 分割や得分確認をめぐる文書

上述の山主の地位を分割する、あるいは分割された得分を確認する際に作られた合同文書が併せて五十件ほど存在する。分割のあり方としては、上述した様な、従前の山場経営体を維持しつつ経営參與者間での権利義務関係を股分の形で分かつ(あるいは明確化する)形と並んで、山場経営体それ自体を分割する(山場を空間的に区分する)形式も存在する。空間分割の場合には当然ながら誰と誰との間でどこを境界として山場を区分するかの確定が主題となり、股分分割の場合には関係者間での得分の數量的議定・確認が合約の主題となる。

分割をもたらす最大の原因が、広義の家産分割(家計の分離、家計單位毎の得分の成文化・明確化)にあったことは疑いない。そして實際、漢族と同様の圖書が立てられ、その一部として山場の分割が議せられる例も存在する(例えばE—〇〇〇七)。ただ反面、個別山場の股分分割状況を見る限り、そこに常に嚴密な均分への志向を見て取れる訳ではない。配分はしばしば不均等であり、また時に現れる股分總數が一九といった大きな素數である例は、兄弟均分を出発点とする發想の存在自体を疑わせる。家産分割と言つても、父親直下の兄弟間で承繼全財産について一回的な均分を行う漢族型のあり方を自明の前提とすることは難しい。

また大部分の空間的分割契約は、そこで初めて持ち分を分かつというより、むしろ既に多數主体の間で股分の形で分有されている一協同経営体を、それまでの股分を基礎に數人を單位とする幾つかの協同経営体に区切り直す形を取る。となれば、空間分割のきつかけを直ちに家産分割それ自体に求めることも實は却つて難しい。

(Ⅱ) 森林管理の請負をめぐる文書

本文書から見ると、森林育成は、裸山に植えた苗木が無事定着し一定の相互依存關係を持つ林を形成する(史料では「成林」と呼ぶ)までの比較的によくの間と熟練とを要するリスクの大きい段階と、些少の維持管理(史料では「修理」と呼ばれる)を怠りさえしなければ順調な生育がほぼ保証された成林以後の安定した段階との二つから成る。そしてこれら森林育成の作業は時に山主以外の主体によって担われた。本文書では、成林および修理を請負う主体は、裁手と総称される。

請負側Ⅱ裁手は、一家であることもあるし、それ自体が複数の異姓の連合体であることもある。そしてその請負の対価は、ここ

ではそうして育成された森林樹木を最後に伐採賣却した時に得られる代価に対する得分権の形で裁手に支払われる。得分の比率は山主・裁手・基本形としつつも、時期とケースによってかなりのばらつきを持つ。その代価得分権は、山主自身が得る得分権(山主股)との対比で「裁手股」と呼ばれ、また伐採を待たずに単独で賣買もされていた。

(ア) 租佃契および租佃合同

山主と裁手の間の契約文書は、立契時期に従って二類型に分けられる。

第一は、初発の植林請負時に立てられる「限至五年内、裁齊杉木成林」といった文言を核とする植林請負をめぐる契約文書である。裁手側が立契者となり山主に差し出す「佃栽杉木字」(あるいは時に「討字」C—〇〇〇六)という形式、山主側が立契者となる「准字」(C—〇〇〇三)の形式が伝存文書の過半を占める。しかし時には、裁手山主それぞれが上記文書を立て交わしたと思わせる例(C—〇〇一九)や、双方が同一内容の契據を自己の名で立て合って割り印する「合同」形式の文書も見られる。残存状況は措いて契約本体について言えば、双方立契するのが基本形なのかも知れない。多くの契據では成林までに三年なり五年なりといった期限を付し、また時にはそれに加えて成林出来なかった場合の処置(通常は裁手の取り分はゼロになる。また時には裁手側から担保が差し出される例もある)等が付記される場合もある。

第二は、上記の「成林」段階において山主裁手の間で改めて立てられる合同約であり、「至今杉木長大」という文言をキーワードとする。ただ成林時に必ずこの種の合同約が立てられるのかは必ずしも明白ではなく、またそのせいもあって、これら合同約の主目的(およびその請負契約との役割関係)は必ずしも一概には論じがたい。

と言うのも、確かに一部の請負契約の中には、成林時に改めて合同を立てると記す例や、更には請負契約自体の中で山主股裁手股の得分を約定せずそれをこの合同約に譲る例もある。そこまで行けばこの合同約定立は必須であり、またその目的は得分約定にあるということになる。

しかし他面には、成林時に改めて合同を立てるという当の請負契約自体の中に、既に山主裁手の得分比が明記されている例もある。そうした場合には、成林以後の保守管理は裁手に委ねるという一点こそがこの契約の實質と言うことになる。そして更には当初請負契約自体が「日後長大發賣」段階までの約定を含む合同約形式で行われる(また成林時の再度の契約締結について何らの言及も無い)場合もある。ここまで行けば成林時に改めて何かを新たに約定する必要はもとより薄い。

ただ何れにせよ、成林成功と否とでその後の扱いが異ならざるを得ない以上は、どこかの時点でそれを確認・確定することは必要であり、その為の儀式なり宴会なりは必ず行われたと想像することは許されよう。そうした儀式的の機会に、更に幾つかのことを確認あるいは再確認する合同約が立てられることもあれば立てられないこともあった、という想定がまずは出発点に置かれるべき

ことなのであろう。

(イ) 栽手股の処分契

上記の様な栽手股を賣出する契據であり「賣栽手杉木約」「賣杉木字」といった名称を持つ。一括賣買が多いが、栽手股内部を更に幾つかの股分に再分割した上で賣買する例も見られる(例えばB—〇〇三五)。その本質から言って賣買は成林後の安定した段階で行われる例が大多数を占めようが、上述の成林時合同約の中に、栽手股を買得した後に成林したという経緯が語られる例が一つだけある(C—〇〇三四)。

植林請負契や成林時合同約の中に、栽手股に対する山主の先買権を述べる例は少なくなく、また實際に成林後に栽手股のすべてを山主に賣却する例も散見する。山主がすべての栽手股を買戻せば、伐採賣却を待たずに山主栽手関係が消滅し包括的な山場所所有権・山林収益権が回復することになる。ただ山主側・栽手側がそれぞれに股分分割されている場合には、たとえ山主側の一人がすべての栽手股を買得したとしても完全復元とはならず、それどころか一人の主体が山主股の一部と栽手股の一部を持つといった変則的な形が全体で十例ほど現れる。

(Ⅲ) 伐採樹木代価の配分をめぐる文書

本文書の中には、最後の最後、山林伐採賣却時に得た代価を、山主股間、あるいは栽手股・山主股間で分配する時に立てられたと思われる文書が四十件ほど含まれる。樹木代価の総計と扣除費目が説明されたあとに、関與する人名と股分およびその股分に応じて得べき配分金額が箇条書きで列挙される。

本稿では仮に「分銀清單」と名付けるが、實際には文書名も立契者名も無いものが多く、その意味では精算時の覚え書き・計算メモというのが本來的な性格なのかもしれない。しかし、ことの性質としてそうした清算が関係者間での股分・得分の再確認の實を待たない筈もなく、そして實際そうした股分確認の要素が表に出れば「存清單三紙……各存一紙」(E—〇〇六一)の様に、こうした文書自体もが股分確認の合同約の如き扱いをされることになる。

またそれらの文面は共通して、最終段階では客商が「砍伐下河」を行うと述べる。ただ、おそらく現金受領と同時に山場の樹木の伐採と運搬の全体を客商の手に委ねてしまう方法が採られていた為であろう、樹木の伐採・賣却部分の有様を直接に伝える契約文書は本文書中には却って含まれない。

栽手股が山林管理を行ってきた場合でも、伐採賣却・代価精算が終わると、栽手股賣契は「砍了」と書き込まれて廃紙となり、「地は原主に歸し」、次の山場経営をどの様に行うかはすべて山主の手に委ねられる。次の経営サイクルの始まりである。

2 本匯編の文書分類、あるいは裁手股と山主股との関係の理解

本文書は、その全体が楊教授によつて既に以下のグループに分類され、また各グループ内は基本的には契據に記される年代順に並べられている。本『貴州苗族林業契約文書匯編（二七三六—一九五〇年）』もこの楊教授の分類と分類番号に全面的に依つて編纂されている。

- A. 山林賣契 二七九件
- B. 含租佃關係的山林賣契 二七七件
- C. 山林租佃契約或租佃合同 八七件
- D. 田契 五五件
- E. 分山、分林、分銀合同 九〇件
- F. 雜契（包含油山、荒山、菜園、池塘、屋坪、墓地之賣契及鄉規民約、調解合同等） 四五件
- G. 民國賣契 二〇件

山林契約文書についてのみ述べれば、民国期の日付を持つ賣契はすべてGに収められる。Cには、植林着手前に立てられる請負契約と成林後に立てられる合同とが一括して収められている。Eには、空間分割・股分分割の合同（E—〇〇五三まで）と、伐採賣却時の代価分配に際して立てられた分銀清單が収められている。

幾らか特徴を持ちまた注意を要するのは、AとBの区切り方である。Aは基本的に山主の地位の譲渡をめぐる賣契（「賣山場杉木字」を集める。しかし同じ山主の立てる「賣山場杉木字」であっても、その文面から裁手の存在が窺える文書は、ここでは裁手股の賣契（「賣杉木字」と一緒にBの側に配される。分類標題が正確に示すとおり、楊教授の研究関心にして分類基準は、實態レベルにおける植林請負關係（所謂「租佃關係」）の有無という一点にあり、契約文書本体の形式にはない。

それゆえ、契約形式・権利内容に着目した場合、この分類法は時に奇妙な結果を生み出す。例えば、裁手の存在に着目して一括してBに配される文書の中でも、その内實は、裁手股との対比で自己の賣るものを明示的に「山主股」と述べるものもあれば、單に契據末尾に「外批：裁手在外」とのみ注記する（そして山主と裁手との股分の割合すら記さない）ものもある。後者の様な場合、契據定立者の意識において、自らの行うことをAグループの山林賣契と区別する意識はもとより低い。またこれと反対に、上述した山主が行う杉木賣却代価得分權のみの賣買契約（「賣杉木字」）は、山主單獨の行為としてAの側に配されるが、契據の名称においても